

「社会福祉法人千葉いのちの電話 倫理綱領」

前文

社会福祉法人千葉いのちの電話（以下、法人）は、かけがえのない“いのち”は大切にされなければならないという理念のもと、共に生きようという連帯の精神と、よりよい社会をつくりたいというという願いを持って、ボランティアによる相談援助などの市民活動を行っている。

電話相談をはじめ、インターネット相談、対面相談、自死遺族支援など、一般社団法人日本いのちの電話連盟（以下、連盟）の一員として行う相談援助は、自殺をはじめとする精神的危機にあつて援助を求めている人たちが健全な社会人として生活できるようすべての人に開かれており、関連するサービスの提供と併せて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。法人定款に則った福祉事業を行ううえで、社会における理解と信頼を高めるために、社会福祉法人千葉いのちの電話倫理綱領を定め、相談ボランティアをはじめこの活動に携わるすべての者は、適切な社会性および社会人としての道義的な責任を持ち、本綱領を遵守する義務を負うこととする。

第1条 基本的倫理

1.（人間の尊厳）

私たちは、すべての人が生まれながらにして、それぞれの価値観を持つ、かけがえのない存在であり、等しく尊重されなければならないことを深く認識する。

2.（人権の尊重）

私たちは、基本的人権を尊重し、それぞれの人種、国籍、性別、宗教、思想及び信条、身体的精神的状況、生活様式等で人を差別しない。

3.（法令等の遵守）

私たちは、法律及び関係諸法令を遵守することはもちろん、法人で定めた規程等を守る。

4.（表現の自由）

私たちは、すべての人が意見および表現の自由を持つことを認識するが、それは自他の人格を傷つけることであってはならない。

5.（良識ある市民）

私たちは、この活動が地域社会によって支えられているという深い認識を持ち、法人の信用を傷つけ、いのちの電話全体の不名誉となるような行為はしない。

また、地域市民の一員として常識ある行動をすることは勿論、他者を尊重し温かく寄り添う関わりを身を以て行い、この市民運動を促進する。

第2条 組織

6.（ボランティア）

私たちの活動は、主旨に賛同し、自ら進んで奉仕しようとするボランティアによって支えられる。ボランティアの信条・人種・国籍・男女は、これを一切条件としない。これらの条件を満たすため

に、民間の手による運営を行っていくことが、連盟によって定められている。

7. (運営)

法人の業務決定は、定款に基づき理事会が行い、各種ボランティア並びに有償の事務局員が、それぞれの役割に従い、報告・連絡・相談を緊密に行いながら、民主的に業務の実施にあたる。部会、委員会の活動については、委員会運営要綱に定める。

運営及び活動については、事業報告書など適切な方法で社会に公開する。

8. (事業の推進)

連盟の申し合わせに則し、原則として一日 24 時間・一年 365 日無休、相談料無料の電話相談で、誠意ある対話の機会を提供する。

更に自殺予防のため、インターネット相談、対面相談、自死遺族支援など、社会が必要とする相談援助を提供する。

自殺とその予防に関する新しく正しい知識・情報の取得に努め、自らの事業に反映させていく努力を怠らない。

9. (研修)

理事会は、活動推進及び相談ボランティアの質の向上になる研修のありようを、各方面の専門家からなる研修専門家委員会に諮問し相談員に提供する。

10. (地域との連携)

地域に開かれた活動を目指し、また地域の他機関の専門性と価値を尊重した連携・協働に努める。

11. (危機管理)

運営・相談援助活動上のさまざまな危機に備えて、必要に応じて専門家からの意見を求めながら、迅速に検討と対応する場を持つ。

第3条 相談

12. (相談の目的)

自殺をはじめとする精神的危機にあつて援助を求めている人たちが、健全な社会人としてその人らしい人生を自らが選び取っていけるよう援助をすることで、懐の深い自殺予防を行う。

13. (認定)

相談ボランティアは、法人の定める相談員養成研修を受け、法人の相談員として認定をされた者である。

14. (相互の尊重)

相談ボランティアと利用者は、共に生きる平等な関係であり、温かい市民レベルの関係を保持する。

利用者の価値観も自らの価値観もともに尊重し、自殺・自傷及び他害・他傷、犯罪行為を除き、その自己決定を重んじる。

相談ボランティアは、利用者から重んじられていることを認識し、自らの価値観・人間観・死生観・思想信条・宗教を押しつけたりしないよう注意を払う。

他方、利用者によって操作されたり、ののしられたり、執拗に悩まされることを拒否することがで

きる。

15. (匿名性)

電話相談の利用者は匿名で差し支えないことを連盟で保証しており、相談ボランティアも匿名で誠実な対話をする責任をもつ。

また、不特定多数の匿名の利用者と多数の相談ボランティアが関わっていることを自覚し、自らと、ともに活動する相談ボランティアを保護するため、相談ボランティアのプライバシーや相談担当状況などについて他言しない。

16. (秘密の保持)

相談援助の予約、有無、日時、場所、内容及び相談担当者の氏名など、相談に関しては保護され組織内にとどめおかれる。

相談援助活動によって知り得た利用者個人の秘密は、内容が自他に危害を加える恐れがある場合を除き、保護され組織内にとどめおかれる。

相談ボランティアは、法人を辞めた後も、個人情報及び相談内容などについて口外しない。個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保持及び処分には最大限の注意を払う。

17. (援助の限界)

相談ボランティアは、援助の限界についての自覚を持ち、責任を負えない診断・分析や治療、安易なアドバイスはしない。

相談援助上の必要があれば、外部の適切な援助が受けられるよう、専門家、関係専門機関などの情報を伝えることが出来る

18. (個人的関係の禁止)

相談ボランティアは、いかなる場合も利用者と個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的接触、金品の授受・贈答及び交換、並びに個人的情報についての過度の開示）をしない。

19. (公開の取り扱い)

社会福祉法に規定する公開原則に基づくものを除き、相談援助活動において得た知見は、社会的意義があるものと認められるときは、利用者が特定されない細心の工夫を行い、利用者本人やその家族などの人権や尊厳を傷付けるような表現を避けた上で、法人の了解を得て公開できる。

対面相談、自死遺族支援など利用者が明らかな場合は、利用者本人及び必要な場合はその保護者、後見人の同意を得る。

20. (資質の向上と自覚)

① 相談ボランティアは、自らの知識、能力、資質及び特性を知り、自分自身の個人的な問題が相談援助活動に影響を及ぼしやすいことを自覚し、自己が抱える葛藤等についても、心身の健康と併せ、常に自分の状態を把握することに努める。

② 相談ボランティアは、聴く力・心の広さ・成長に向けて自らが変化させられていく覚悟など相談ボランティアとしての能力を高めるよう、法人の提供する継続的研修を受ける。

必要に応じて専門家の指導を仰ぎ、研修・講演・情報交換を活用しながら、日常生活においても自己研鑽に努める。

- ③ 相談ボランティアは、相談担当にあたっては、法人で定めた本綱領、事業実施要綱、ガイドラインなどに則した誠実な担当と対応に努める。

第4条 倫理違反への対応

21. (倫理問題への対応)

倫理問題や資質の向上について相互啓発に努め、倫理違反については、以下の通り対応する。

- ① 社会人としての道義的責任に不相当と考えられるような言動があるときは、自覚を促す。
- ② 心身の健康が阻害されていると見なされたときは、適切な対処を促す。
- ③ 相談援助担当者としての資質に欠けている場合は資質向上を求め、資質向上の努力が認められない場合は、注意を促す。
- ④ 法人の定める規約などに違反しているときは、厳重に注意する。
- ⑤ 上記の実行によっても改善が見られない場合、または上記の実行が困難な場合は、法人倫理委員会に記名を以て申し出ること。

22. (倫理委員会)

利用者とボランティアの保護のために、内部・外部から指摘される倫理問題等が発生した際は、速やかに倫理委員会を招集し、事実関係を把握した上、活動の制限、禁止、場合によっては退局を求め認定の抹消をすることがある。

第5条 改正・廃止

23. (改廃)

この綱領の改正、並びにここに定めるものの他必要な事項は、倫理委員会の提言をもって、理事会が決定する。

附則 この綱領は2012年3月22日より施行する